

ID: 1652

担当部署: 都市整備課

処分の概要	改善命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】	<p>法第58条の11の規定による。 (監督等)</p> <p>第58条の11 河川管理者は、第58条の9各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 河川管理者は、河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日